

那須塩原市暴力団排除条例の概要

目的

暴力団排除に関する施策を推進し、市民生活の安全と平穏を確保し、及び地域の社会経済活動の健全な発展に寄与する。

定義

暴力団：その団体の構成員（構成団員を含む。）が、集团的に又は常習的に暴力不法行為を行うことを助長するおそれがある団体。（法第2条2号）。暴力団員：暴力団の構成員をいう。（法第2条6号）。暴力団員等：暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものも含む。

基本理念

暴力団を利用しないこと。暴力団に資金を提供しないこと。暴力団を恐れないこと。

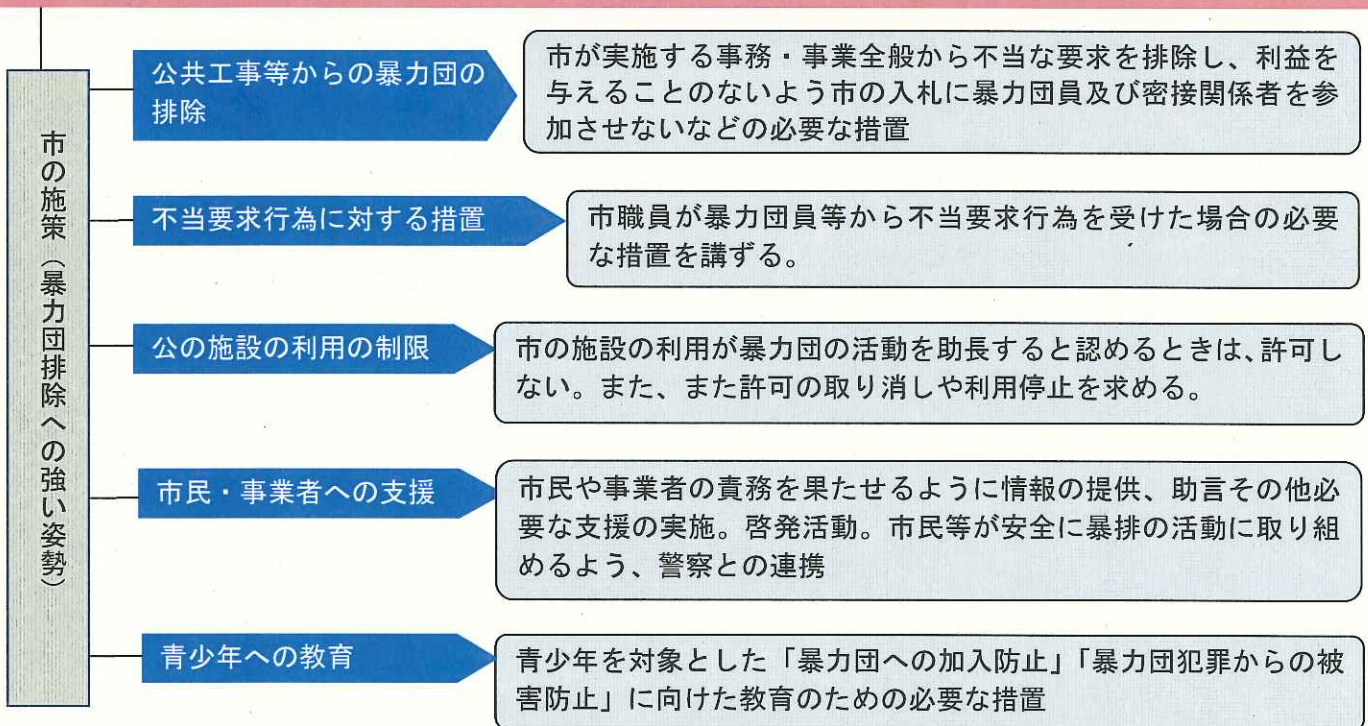
市の責務

暴力団排除に関する施策を総合的に推進。市民、事業者の協力を得るとともに、県、その他地方公共団体、県暴追センターなどと相互に連携を図る。

市民・事業者の責務

暴力団排除への自発的な取り組み、市の暴力団排除施策への協力等

暴力団の排除に関する基本的施策



暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等

